

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行に伴う電磁石銃の輸入時の取扱いについて

財関第114号
令和7年2月10日

標記のことについて、別紙のとおり、警察庁生活安全局長から依頼があったことから、令和7年3月1日以降はこれにより実施することとなるので了知の上、関係職員及び関係者へ周知願いたい。

別 添

警察庁丙保発第2号
令和7年1月24日

財務省関税局長 殿

警察庁生活安全局長

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行に伴う電磁石銃の輸入時の取扱いについて（依頼）

平素より警察行政への御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

電磁石銃の所持を原則禁止とし、許可制を導入することなどを内容とする銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和6年法律第48号。以下「改正法」という。）が令和7年3月1日から施行されます。

つきましては、改正法の施行日以降における電磁石銃の通関時の取扱いについて、下記のとおり、特段の御配慮をお願いします。

記

1 規制の対象となる電磁石銃

改正法により規制の対象となる電磁石銃は、「電磁石の磁力により金属性弾丸を発射する機能を有する銃のうち、内閣府令で定めるところにより測定した金属性弾丸の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるもの」（改正法による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第2条第1項第3号）である。

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第2号）による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「府令」という。）第2条第1項において、電磁石銃が発射する弾丸の運

動エネルギーの値の測定方法について、弾丸の速さ及び質量の測定値に基づき算出することとし、府令第3条において、規制の対象となる電磁石銃の威力の下限值である弾丸の運動エネルギーの値について、20.0ジュールとしている。

2 税関への確認依頼事項

(1) 電磁石銃所持許可証等の確認

本邦に上陸しようとする者（以下「入国者」という。）が電磁石銃を所持している場合又はその他の方法により電磁石銃が輸入される場合は、通関の際、入国者又は当該電磁石銃を輸入しようとする者（以下「入国者等」という。）から当該電磁石銃に係る所持許可証（府令別記様式第30号）の提示を受けることなどにより、提示された所持許可証に記載された所持許可者の氏名、電磁石銃の型式、特徴等から、当該入国者等が法第3条第1項第2号の2又は第3号に該当し、国内で適法に当該電磁石銃を所持することができるものであることを確認すること。

(2) 法第25条に係る警察への通報

入国者が電磁石銃を所持している場合は、法第25条第1項ただし書に該当する場合を除き、上陸地を管轄する都道府県警察に通報すること。

(3) その他

上記のほか、本邦に輸入される電磁石銃については、「本邦に輸入される銃砲又は刀剣類等の取扱いについて」（昭和33年3月28日蔵関第403号）に準じて取り扱うこととされたい。

3 通関の際に疑義が生じた場合の取扱い

通関の際に電磁石銃の該当性の判断等に疑義が生じた場合は、その都度、管轄の都道府県警察へ通関担当者から照会し、又は入国者等から照会させること。